

# 一般社団法人大阪府病院薬剤師会への各種依頼 (広告掲載・後援依頼等) について

① O.H.P.NEWS (機関誌) への広告掲載の依頼

② 共催・協賛・後援の依頼

③ その他の依頼

①、②の様式がありますので下記担当宛にご相談下さい。

---

<担当>

一般社団法人大阪府病院薬剤師会 総務部長：山本 智也

(大阪大学医学部附属病院 薬剤部 TEL 06-6879-6002)

E-mail: somu@ohp.or.jp

---

## ①O.H.P.NEWS への広告掲載の依頼 (研修会情報等の掲載)

●研修会開催予定日の**約3ヶ月前**に申請を検討してください

(急いで掲載の必要がある場合は事前にご相談下さい)

(注)：O.H.P.NEWS は毎月発行していますが、11月・12月は合併号  
(12月発刊) です (11月は発刊なし)

●広告掲載料について

50,000円 (1ページ、税込) もしくは 25,000円 (半ページ、税込)

(注)：どちらかを選択してください

情報量によっては半ページに収まらない場合があります

その際は、1ページ分の掲載料を請求させていただきます

●当会のホームページにも掲載しますので、研修会等の URL のアドレスや研修会の案内チラシ等詳細が分かるものをファイル (PDF) で送付ください

## ② 共催・協賛・後援の依頼

●依頼する研修会等開催予定日の**約3ヶ月前**に申請を検討してください

●ホームページに掲載 (共催・協賛・後援) しますが、共催以外は O.H.P.NEWS (当会機関誌) に掲載しません。

●研修会等の URL のアドレスや研修会の案内チラシ等詳細が分かるものを

ファイル（PDF）で送付ください

### ③ その他の依頼

- 担当宛にご相談ください

#### **参考**一般社団法人大阪府病院薬剤師会が関与する主催・共催・協賛・後援に関する規程

（目的）

第1条 一般社団法人大阪府病院薬剤師会が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、本会を含む複数のものが催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援または援助することをいう。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援または援助することをいう。応援または援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

（基準）

第3条 本会が催しを主催または共催する場合には、定款第3条（目的）および第4条（事業）に則っていることを基準として、個別に協議する。

2 その他の団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー等に関して、後援名義等の使用について承認の依頼があった場合には、次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ、（2）に掲げるいずれにも街頭しないことを基準として、個別に協議する。

- (1) 承認することができる場合
  - ・薬剤師の資質向上に寄与するものと認められる場合
  - ・対象となる団体は、原則として公的学術団体および学校法人等、またはこれらに準ずること
- (2) 承認することができない場合
  - ・営利を目的とし、特定企業の宣伝等周数社の利益のみを目的とすると認められたこと
  - ・その運営方法が公正でないと認められること
  - ・その他、本会の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

（協議機関）

第4条 理事会にて協議して承認する。

（規程の改廃）

第5条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附 則 本規程は平成 26 年 4 月 16 日から実施する。